

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

執行機関名 雲南市長

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	島根県	
3. 市区町村名	雲南市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/seikatsu/about_mynumber.h	

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		雲南市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例(平成27年雲南市条例第42号) 別表第1 第1の項 福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第二百二十九号)第1条	雲南市福祉医療費助成条例(平成17年雲南市条例第34号)第1条及び第2条第7号
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、福祉医療対象者に対して医療費を助成することにより、福祉医療対象者の健康の保持と生活の安定を図り、もって福祉医療対象者の福祉の増進に資することを目的とする。 第2条 (1)～(6) 略 (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、次のいずれかに該当する者(以下「児童」という。)を養育する者(別表第1の4の項において「配偶者のない者」という。)及び該児童
⑦独自利用事務の関連規範		雲南市福祉医療費助成条例(平成17年雲南市条例第34号) 雲南市福祉医療費助成条例施行規則(平成17年雲南市規則第30号)